

## ■ 入札制度改正のお知らせ

松本市上下水道局では、松本市に合わせて建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の改正を行います。

令和元年9月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

### ■【改正の内容】

- 「地質調査に係る業務」における最低制限価格の設定に用いる算入率の見直し

最低制限価格		
区分	改正前	改正後
算入率	【地質調査に係る業務】 設計金額における ・ 直接調査費 × 1.00 ・ 間接調査費 × 0.90 ・ 解析等調査業務費 × 0.80 ・ 諸経費 × <u>0.45</u>	【地質調査に係る業務】 設計金額における ・ 直接調査費 × 1.00 ・ 間接調査費 × 0.90 ・ 解析等調査業務費 × 0.80 ・ 諸経費 × <u>0.48</u>

- 「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」における最低制限価格の算定方法から「技術経費を用いる場合」を削除